

第8期 第1号被保険者介護保険料(案)

1 基準額

月額 5,840 円
年額 70,080 円

第7期を据え置き

資料3

2 所得段階(____変更部分)

第7期				
第1段階	非課税世帯	生活保護等 80万円以下	0.30	21,024
			0.50 ※	35,040
第2段階	非課税世帯	120万円以下	0.50	35,040
			0.75 ※	52,560
第3段階	非課税世帯	120万円超え	0.70	49,056
			0.75 ※	52,560
第4段階	本人非課税	80万円以下	0.85	59,568
第5段階		80万円超え	1.00	70,080
第6段階	本人課税	120万円未満	1.15	80,592
第7段階		150万円未満	1.30	91,104
第8段階		200万円未満	1.40	98,112
第9段階		240万円未満	1.50	105,120
第10段階		300万円未満	1.60	112,128
第11段階		400万円未満	1.70	119,136
第12段階		1,000万円未満	1.90	133,152
第13段階	1,000万円以上	2.10	147,168	



第8期				
第1段階	非課税世帯	生活保護等 80万円以下	0.30	21,024
			0.50 ※	35,040
第2段階	非課税世帯	120万円以下	0.50	35,040
			0.75 ※	52,560
第3段階	非課税世帯	120万円超え	0.70	49,056
			0.75 ※	52,560
第4段階	本人非課税	80万円以下	0.85	59,568
第5段階		80万円超え	1.00	70,080
第6段階	本人課税	120万円未満	1.15	80,592
第7段階		160万円未満	1.25	87,600
第8段階		210万円未満	1.30	91,104
第9段階		260万円未満	1.45	101,616
第10段階		320万円未満	1.50	105,120
第11段階		400万円未満	1.70	119,136
第12段階		1,000万円未満	1.90	133,152
第13段階	1,000万円以上	2.10	147,168	

国の標準基準		
第1段階	生活保護等 80万円以下	0.50
第2段階	120万円以下	0.75
第3段階	120万円超え	0.75
第4段階	80万円以下	0.90
第5段階	80万円超え	1.00
第6段階	120万円未満	1.20
第7段階	210万円未満 (200→210)	1.30
第8段階	320万円未満 (300→320)	1.50
第9段階	320万円以上 (300→320)	1.70

第7期と第8期の比較	
保険料率	年額(円)
0.00	0
0.00	0
0.00	0
0.00	0
0.00	0
0.00	0
0.00	0
-0.05	△ 3,504
-0.10	△ 7,008
-0.05	△ 3,504
-0.10	△ 7,008
0.00	0
0.00	0
0.00	0

※低所得者保険料軽減前

3 変更点

- ① 第6段階以上の所得段階ごとの合計所得金額の設定は、介護保険法施行規則に規定されている基準所得金額を基本として設定。この基準所得金額が一部見直されるため、これに準じた見直しを行う。
- ② 保険料率について、国の標準段階区分における保険料率の上限を勘案した保険料率への見直しを行う。